

被相続人の債務整理

一. 本日の相談

まだ正月気分が残る仕事始めの日、公平が昼食に出ようとしていたところ、顔見知りの営業部の部長から呼び止められた。どうやら個人的な相談に乗って欲しいということのようであった。

部長 個人的な相談で申し訳ないが、少々困ったことがあって相談に乗ってもらえないだろうか。

公平 相談程度なら構いません。どうなさいましたか。

部長 お恥ずかしい話なのだが、実は、私の父は小さな工場を経営していたのだが、一五年ほど前に行き詰まって会社をたたんでしまった。その処理に際して、父は、会社の資産や抵当に入っていた自宅を処分して返済に充て、それでも残った借金を今でも少しずつ返済している。

しかし、父も今年で八五歳になるので、とても生きている間に借金を返せる見込みは無いため、万一の場合も考えて借金を整理したいと考えているのだよ。なお、母は亡くなっており、私の

他に弟がいるのだが、借金を整理するには、どのような方法が考えられるだろうか。公平 借金は、誰に対して金額はどれくらいあるのですか。

部長 銀行など金融機関からの借り入れが、三社で合計四〇〇万円位なのだが、公平 お父さまの収入は年金でしょうか。額はどれくらいですか。また、預貯金などの資産はどれくらいありますか。

部長 年金の支給額は、二ヶ月で二〇〇二五万円くらいだと思う。資産は、預貯金が数十万円程度だろう。

公平 そうすると、返済を完了するのは難しいそうですね。古い借金だから金利もか

さんでいるうえ、少額の返済を続けているので消滅時効も成立しません。

二. 相続放棄

部長 父にもしもの事があつた場合、我々兄弟が借金を返し続けなければならぬのだろうか。

公平 いえ、相続人は相続する義務がある訳ではなく、放棄することが出来ます(民法九三八条)。相続財産が借金しかないという状態であれば、先ず考えられるのが放棄でしょう。

部長 放棄は、いつでも出来るのかな。

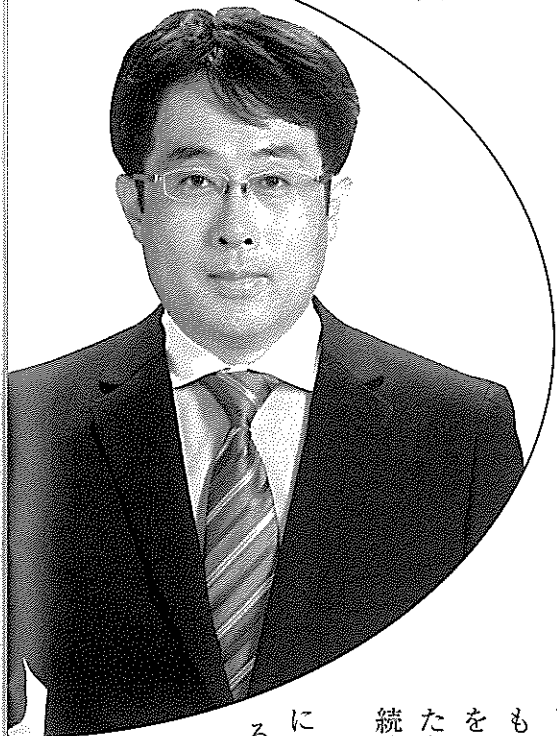
公平 相続には熟慮期間の定めがあり、三ヶ月以内に承認するのか放棄するのか決める必要があります(民法九一五条)。

部長 それは、結構短いね。それでは、私が相続を放棄した場合、他の相続人はどうなるのかな。

公平 はい、民法九三九条は「その相続に関しては、はじめから相続人とならなかったものとみなす」と定めているので、放棄者を除いた他の相続人が初めから相続人だったものと考えて、民法九〇〇条に従って相続分が算定されることになります。

したがって、借金を相続したくない場合には、相続人になりうる方は全員が放棄する必要があります。部長の場合だと、弟さんも放棄する必要があります。そして、相続人である子全員が放棄した場合は、直系尊属や兄弟が相続人になるため(民

〈第15回〉 法務部員 公平太郎の 法務相談室



あつし 篤志
きょう 佐藤
東京佐藤法律事務所 弁護士
1999年慶應義塾大学法学部卒業。2004年弁護士登録。国内自動車メーカー、法律事務所、信託銀行などを経て、2010年東京佐藤法律事務所開設。専門は金融法務を中心とした企業法務の他、契約締結交渉や契約書の作成、コンプライアンス、株主総会、労働問題などの一般会社法務に加え、行政規制、事業承継、M&A、倒産、税務問題など企業経営に伴う法律問題全般。

それ以外の方法はないのかな。

四. 破産

公平 弁護士費用や裁判所の予納金など、費用はかかりますが、お父さまが子供や親戚に一切の迷惑をかけたくないというお考えなら、お元気なうちに自己破産の申立を行う事も考えられます。

部長 父が自己破産すれば、借金だけ残るということはなくなるということか。ただ、破産手続には時間がかかるだろうから、その間に父に万一の事があつた場合はどうなるのだろうか。

公平 まず、相続が開始した時点で、破産手続開始の決定が出ていれば、破産手続はその相続財産に関して続行されます(破産法二二七条)。また、破産申立はしたものの、まだ破産手続開始の決定が出る前に相続が開始した場合は、一ヶ月以内に相続人など

五. まとめ

今回は、相続の問題を取り上げました。相続というと、積極財産の相続を巡って争いになるケースが一般的には多いのですが、誰にもあり得る問題としては被相続人が借金を抱えたまま亡くなってしまふケースがあります。熟慮期間の三ヶ月はあつという間に過ぎてしまうため、亡くなってから慌てて処理する事にならないよう、対応を検討しておくのが有益でしょう。

以上

法八八九条)、更にお父さまのご兄弟や、そのお子さんが居る場合には、これらの方も放棄する必要があります。なお、子が死亡した場合などは孫による代襲相続が生じますが、放棄は代襲原因にならないため、部長が放棄しても部長のお子さんが相続人になることはありません。部長 なるほど、父の兄弟は亡くなつていますが、その子供すなわち私の従兄弟がいるので、皆に事情を説明しなければならなくなるのか。それは、親戚に恥をさらすことになるので、父が嫌がるだろう。他に方法はないのかな。

三. 限定承認

公平 確かに、「放棄」では自分だけが相続から外れるため、他の相続人に借金を押しつける形になりかねません。それを避けるのであれば、限定承認という相続財産の限度で債務の弁済を行う方法もあります(民法九二二条)。限定承認は、相続財産の目録を作成して家庭裁判所に提出して行います(同九二四条)。

部長 それなら、親戚に迷惑をかけることはないな。

公平 しかし、一旦は全ての借金を相続することにはなるので、相続人において被相続人の債権者との間で債務を清算するという手間はかかります。部長 なるほど、責任が限定されるとは言っても、借金を相続することにはなる訳か。